令和元年度第10回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和元年8月20日

担当部・課:教育委員会教育総務課 [内線5014]

① 件 名

令和元年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」ものとなっており、本市では、平成20年度から、震災直後の平成23年度を除き毎年実施している。

点検及び評価の実施に当たっては、学識経験者の知見の活用を図るものとされており、3名の学識経験者を選任し、意見聴取を行っている。

【目的】

意見聴取した結果を石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価報告書(以下、「報告書」という。)としてとりまとめ、公表することによって、市民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資することを目的とする。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱(平成20年教育委員会訓令第7号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和元年6月 教育委員会第6回定例会にて実施内容を説明

7月 学識経験者3名による意見聴取会を実施 教育委員会第7回定例会にて、点検及び評価結果の審議

⑤ 主な内容

平成30年度に実施した「石巻市教育振興基本計画実施計画」の掲載事業から、将来に渡り長期的に継続していくべき事業、子どもの安全・安心のため重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で12事業、社会教育・保健体育分野で4事業の合計16事業を選定し、点検及び評価を実施した。

点検・評価の実施方法

- (1) 教育委員会各課において、対象事業における実施状況、成果等の自己点検及び評価を行う。
- (2) 学識経験者から意見を聴取し、報告書としてとりまとめる。
- (3) 教育委員会定例会にて審議後、報告書を議会へ提出、市ホームページに掲載する。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

報告書を議会へ提出し、市民へ公表することにより、教育行政における説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資することができる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施するものであり、全国の教育委員会で実施している。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和元年9月 市議会第3回定例会に報告書を提出 同月 ホームページに掲載

9 その他